

# 大阪医科薬科大学 大学院学則

(昭和34年4月1日施行)

## 第1章 総 則

(目 的)

- 第1条** 大阪医科薬科大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、医学、薬学及び看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院は、第3条に規定する研究科において研究者、教育者或いは医療人として自立して活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(自己点検及び評価)

- 第2条** 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 2 前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

## 第2章 組 織

(組 織)

- 第3条** 本大学院に医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科を置く。
- 2 医学研究科に医科学専攻修士課程及び医学専攻博士課程を置く。
- 3 薬学研究科に薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士課程を置く。ただし、薬科学専攻博士課程は博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。
- 4 看護学研究科に看護学専攻博士課程を置く。ただし、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。
- 第4条** 医科学専攻修士課程に次のコースを置く。
- (1) 医療科学コース
- (2) SDGs / SDHコース
- 2 医学専攻博士課程に次のコースを置く。
- (1) 予防・社会医学研究コース
- (2) 生命科学研究コース
- (3) 高度医療人養成コース
- (4) 再生医療研究コース
- (5) 先端医学研究コース

3 薬学研究科に別に定めるコースを置くことができる。

4 看護学専攻前期課程に次のコースを置く。

- (1) 教育研究コース
- (2) 高度実践コース

**第5条** 本学則に定めるもののほか、各研究科に必要な事項は、医学研究科規程、薬学研究科規程及び看護学研究科規程（以下、「研究科規程」という。）に定める。

### 第3章 収容定員

（収容定員等）

**第6条** 医学研究科は、医科学専攻修士課程を入学定員4名・収容定員8名とし、医学専攻博士課程を入学定員50名・収容定員200名とする。

2 薬学研究科は、薬学専攻博士課程を入学定員4名・収容定員16名とし、薬科学専攻博士前期課程を入学定員2名・収容定員4名、博士後期課程を入学定員2名・収容定員6名とする。

3 看護学研究科は、看護学専攻博士前期課程を入学定員8名・収容定員16名とし、博士後期課程を入学定員3名・収容定員9名とする。

### 第4章 修業年限及び在学年限

（修業年限）

**第7条** 医学研究科の修業年限は、医科学専攻修士課程2年、医学専攻博士課程4年を標準とする。ただし、医学専攻博士課程において特に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 薬学研究科の修業年限は、薬学専攻博士課程4年、薬科学専攻博士前期課程2年、博士後期課程3年を標準とする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、博士課程においては3年以上、博士後期課程においては2年以上在学すれば足りるものとする。

3 看護学研究科の修業年限は、看護学専攻博士前期課程2年、博士後期課程3年を標準とする。

4 職業を有している等の事情により、修業年限を超えての教育課程の履修及び修了（以下、「長期履修」という。）を希望する場合には、指導教授を経て学長の許可を得ることにより、長期履修を行うことができる。長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

5 第1項から第3項の規定にかかわらず、特別の理由により指導教授を経て学長の許可を得た場合には、在学年限を次のとおり延長することができる。

- (1) 医学研究科医科学専攻修士課程においては4年まで、医学専攻博士課程においては8年まで
- (2) 薬学研究科薬学専攻博士課程においては8年まで、薬科学専攻博士前期課程においては4年まで、同博士後期課程においては6年まで
- (3) 看護学研究科看護学専攻博士前期課程においては4年まで、同博士後期課程にお

いては6年まで

- 6 第1項から第3項の規定にかかわらず、医科学専攻修士課程、医学専攻博士課程、薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士前期課程、看護学専攻博士前期課程においては、入学前に他の大学院等において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

## 第5章 授業科目及び履修方法

（授業科目及び単位数）

**第8条** 医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科における授業科目及び単位数は研究科規程に定める。

（授業及び研究指導）

**第9条** 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下、「研究指導」という。）によって行う。

- 2 前項の教育実施にあたり、第38条に定める研究科教授会はその計画を策定する。
- 3 第38条に定める研究科教授会は、学位論文の作成にあたり大学院生ごとに指導教員を定めるものとする。

（履修方法）

**第10条** 授業科目の履修は、次のとおりとする。

- (1) 大学院生は、所定の単位を修得するとともに、必要な授業又は研究指導を受けた上、学位論文を提出し、かつ、最終試験に合格しなければならない。
- (2) 指導教員が研究指導上必要と認め、かつ、他大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、第38条に定める当該研究科教授会の意見を踏まえ、学長が他大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。
- (3) 指導教員が研究指導上必要と認め、かつ、外国の大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、第38条に定める当該研究科教授会の議を経て、学長が外国の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。
- (4) 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- (5) 大学院での既修得単位については、当該研究科教授会の意見を踏まえ、学長が上限15単位まで認定することができる。なお、認定にあたっては、入学年度の所定期日までに、認定願出用紙、当該大学院の成績証明書及び当該科目の授業内容が記載された書類を提出する必要がある。
- (6) 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の研究科又は大学院と予め協議の上、

当該他の研究科又は大学院における授業科目の履修を当該研究科の授業科目の履修と認定することがある。

(7) 前各号のほか、履修方法の細目は、研究科規程による。

(成績の評価)

**第11条** 評価は原則として100点法によって行い、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、90点以上を秀(S)、80点以上89点以下を優(A)、70点以上79点以下を良(B)、60点以上69点以下を可(C)、59点以下を不可(D)と表示する。

(単位の認定)

**第12条** 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行うものとする。

## 第6章 学 位

(修了要件)

**第13条** 医学研究科に所定の修業年限以上（第7条第1項のただし書きに該当する者については、3年以上）在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、医科学専攻修士課程では修士（医科学）を、医学専攻博士課程では博士（医学）の学位を授与する。

2 薬学研究科に所定の修業年限以上（第7条第2項のただし書きに該当する者については、3年ないし2年以上）在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、薬学専攻博士課程では博士（薬学）を、薬科学専攻博士前期課程では修士（薬科学）を、同博士後期課程では博士（薬科学）の学位を授与する。

3 看護学研究科に所定の修業年限以上在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、看護学専攻博士前期課程では修士（看護学）を、同博士後期課程では博士（看護学）の学位を授与する。

4 前各項に定める所定の単位については、研究科規程による。

**第14条** 医学研究科の医学専攻博士課程を経ない者にあつて、学位論文を提出し、その審査の結果、前条と同等以上の内容を有するものと認められ、かつ、専攻学術に関し同様の学識を有することを試問により確認された者に、博士(医学)の学位を授与する。

2 薬学研究科の薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士後期課程を経ない者にあつて、学位論文を提出し、その審査の結果、前条と同等以上の内容を有するものと認められ、かつ専攻学術に関し同様の学識を有することを試問により確認された者に、博士（薬学）又は博士（薬科学）の学位を授与する。

(学位規程)

**第15条** 学位論文の審査及び試験の方法、その他学位に関する必要な事項は、別に定める学位規程及び細則による。

## 第7章 入学、休学、転学及び退学

(入学の時期)

**第16条** 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

**第17条** 入学を志願することのできる者の資格については、研究科規程に定める。

(入学志願手続き)

**第18条** 入学志願者は、所定の入学願書及び研究科規程に定める入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。

**第19条** 入学検定は、人物、学力等について行うものとする。

(入学手続き)

**第20条** 入学を許可された者は、定められた期日以内に入学手続きを終了し、別表に定める入学金及び学費の一部を納入しなければならない。

(休学)

**第21条** 大学院生が病気その他事故により3か月以上休学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に所定の休学願を提出しなければならない。

**第22条** 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

**第23条** 休学者が復学しようとするときは、第21条の手続きに準ずる。

(退学)

**第24条** 大学院生が病気その他の理由で退学しようとするときは、学長に所定の退学願を提出しなければならない。

**第25条** 学長は、病気その他の理由で成業の見込がないと認めたときは、当該研究科教授会の意見を踏まえ、退学を命ずることがある。

(転学等)

**第26条** 他の大学の大学院へ転学又は他の研究機関に留学、就学を志願する者は、指導教員を経て、学長の許可を得なければならない。

(転入学)

**第27条** 本大学院に転入学を志願する者があるときは、その志願する研究科に欠員のあ  
る場合に限り、当該研究科教授会で選考の上、学長が入学を許可することがある。

## 第8章 学費その他の納入金

(入学金及び学費)

**第28条** 入学金及び学費の額は、別表に定める。

2 学費の納入に関する取り扱いについては、研究科規程に定める。

## 第9章 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生

(聴講生)

**第29条** 1 科目又は数科目の聴講を希望する者がある場合は、大学院生の学修に妨げの  
ない限度において選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講を希望する者の出願手続きは、別に定めるところによる。

(研究生)

**第30条** 本大学院に研究生制度を置く。

2 前項に定めるほか、研究生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

(科目等履修生)

**第31条** 本大学院の特定の科目につき履修しようとする者がある場合は、選考の上科目  
等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生の入学資格は、大学卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められ  
た者とする。

3 科目等履修生として許可された科目を履修し、試験に合格した場合は、所定の単位を与  
えることができる。

4 前各項に定めるほか、科目等履修生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

(特別聴講生)

**第32条** 他大学の大学院生で、本大学院において授業科目を履修し、単位の付与を受けよ  
うとする者がある場合は、当該大学との協議に基づき、特別聴講生として受け入れること  
がある。

2 前項に定めるほか、特別聴講生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

(特別研究生)

**第33条** 他大学の大学院生で、本大学院において研究指導を受けようとする者がある  
ときは、当該大学との協議に基づき、特別研究生として受け入れることがある。

2 前項に定めるほか、特別研究生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

(外国人留学生)

**第34条** 第17条に定める入学資格を有する外国人が本大学院に入学を志願するときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する取り扱いは、別に定める。

(聴講生等への学則の適用)

**第35条** 聴講生、研究生、外国人留学生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生に関しては、本章に定めるほか本学則各章の規定を準用する。ただし、第6条、第7条及び第13条から第15条までの規定は、準用しない。

## 第10章 教員組織

(教員組織)

**第36条** 医学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、医学部の教授、准教授、講師及び助教並びに大学院医学研究科専任の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。必要がある場合は、専門教授、特別任命教員、特別職務担当教員をこれに充てることができる。

2 薬学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、薬学部の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

3 看護学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、看護学部の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

## 第11章 運営組織

(研究科長)

**第37条** 医学研究科に医学研究科長を置き、医学部長をもってこれに充てる。

2 薬学研究科に薬学研究科長を置き、薬学部長をもってこれに充てる。

3 看護学研究科に看護学研究科長を置き、看護学部長をもってこれに充てる。

4 医学研究科長、薬学研究科長及び看護学研究科長は、学長の統括の下、当該研究科に関する校務をつかさどる。

(教授会)

**第38条** 本大学院各研究科の教育研究に関する事項の審議機関として、それぞれに医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会を置く。

**第39条** 医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務職員)

**第40条** 本大学院に事務職員を置く。

### 第 13 章 その他

(大学学則の準用)

**第 41 条** 本学則に定めるもののほか、除籍、再入学、学年・学期・休業日、表彰・懲戒等の大学院生に関して必要な事項は、本大学学則を準用する。

**第 42 条** 本学則の改廃は、医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会の議を経て、学長が理事会に提案し、理事会が行う。

#### 附 則

- 1 第 10 条の規程は、第 9 条の規程による学位の授与のあった日の翌日からこれを適用する。
- 2 本学則は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則(昭和 42 年 11 月 22 日改正)

本学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則(昭和 43 年 5 月 10 日改正)

本学則は、昭和 43 年 6 月 1 日から施行する。

#### 附 則(昭和 46 年 9 月 25 日)

本学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この改正は、昭和 55 年 6 月 1 日より施行する。ただし、第 8 条の改正については昭和 56 年度入学生より適用する。

#### 附 則

この改正は、昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。ただし、昭和 56 年度以前より在学する者については、改正後の第 23 条の 3 の規程にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この改正は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。ただし、昭和 57 年度以前より在学するものについては、改正後の第 23 条の 3 の規程にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この改正は、昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。

#### 附 則

この改正は、平成元年4月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成3年10月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、第23条の規程は、平成7年度の入学者選抜試験から適用し、平成6年度以前から在学する者については、改正後の第23条の3の規程にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、第23条の規程は、平成10年度の入学者選抜試験から適用し、平成9年度以前から在学する者については、改正後の第23条の3の規程にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、第23条の3の規程は、平成15年度の入学者選抜試験から適用する。平成14年度以前から在学する者についても改正後の第23条の3の規程を適用する。

**附 則**

この改正は、平成15年8月19日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成17年9月16日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度以前より在学するものについては、従前の例（形態系専攻、機能系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻）による。

**附 則**

この改正は、平成２２年４月１日から施行する。ただし、長期履修に係る第４章第８条及び第８章第２５条の３については平成２２年度入学生より適用する。

**附 則**

この改正は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、第１０条第１項第１号については平成２３年度入学生より適用する。

**附 則**

この改正は、平成２４年４月１日から施行し、平成２４年度入学生より適用する。

**附 則**

この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

ただし、平成２３年度以前より在学するものについては、改正後の第９条別表にかかわらず、なお従前の例による。改正後の第２５条の３については、平成２３年度当該学生より適用する。形態系専攻、機能系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻については在籍学生がいなくなるため平成２４年３月３１日をもって廃止する。

**附 則**

この改正は、平成２５年４月１日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成２６年４月１日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成２６年７月１日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成２７年４月１日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成２８年４月１日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成２９年５月９日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

**附 則**

この改正は、平成２９年７月１１日から施行し、平成３０年度入学生から適用する。

**附 則**

この改正は、平成30年12月11日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和2年2月4日から施行する

**附 則**

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日に大阪薬科大学大学院から薬学研究科に転入学した大学院生の大阪薬科大学大学院における修業年数及び在学年数については、改正後の第7条第2項及び第5項第2号に規定する修業年限及び在学年限に継承する。

**附 則**

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前より在学するものについては、改正後の第4条第1項第2号にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前より在学するものについては、改正後の第28条にかかわらず、なお従前の例による。

(別表)

|        |       | 医学研究科 | 薬学研究科 | 看護学研究科 |
|--------|-------|-------|-------|--------|
| 入学金    |       | 23万円  | 10万円  | 20万円   |
| 学<br>費 | 授業料   | 35万円  | 50万円  | 48万円   |
|        | 教育充実費 | 15万円  |       | 10万円   |
|        | 実習料   |       |       | 15万円※  |

※高度実践コース

**附 則**

この改正は、令和7年4月1日から施行し、令和8年度の入学者より適用する。

ただし、第6条第2項の規定にかかわらず、令和7年度の薬学専攻博士課程の入学定員を3名、収容定員を12名、令和8年度の収容定員を13名、令和9年度の収容定員を14名、令和10年度の収容定員を15名とし、令和7年度の薬科学専攻博士前期課程の入学定員を5名、収容定員を10名、令和8年度の収容定員を7名とする。

(別表)

|        |       | 医学研究科 | 薬学研究科 | 看護学研究科 |
|--------|-------|-------|-------|--------|
| 入学金    |       | 23万円  | 10万円  | 20万円   |
| 学<br>費 | 授業料   | 35万円  | 50万円  | 48万円   |
|        | 教育充実費 | 15万円  |       | 10万円   |
|        | 実習料   |       |       | 15万円※  |

※高度実践コース